

農林水産部

2

【人・農地プランの作成】

- ◎今後の地域の中心となる経営体
- ◎中心となる経営体への農地集積
- ◎地域農業のあり方



1 各地域の農業を取り巻く状況は、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題に直面しており、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。このため、これらの問題解決のため、市町村（地域）における話し合いによって、「人・農地プラン」を作成する取組を行っています。具體的には、①今後の地域の中心となる経営体（個人、法人等）はどこか、②地域の中心となる経営体へどうやって農地を集め、③今後の地域農業のあり方などを決めていたくものであります。この「人・農地プラン」の作成を通じて、新規就農対策や農地集積対策を進めています。

3

- （助成額）最大120万円／年間／人
(最長2年間)

農業を志す若者へ支援を行います。
若い人の就農への意欲を高め、就農後も安心して農業を続けていただけます。

【青年就農給付金の内容】

- ①就農に向けて研修を受ける方
準備型：農業技術の研修中に給付します。
〔給付金額〕
150万円／年間（最長2年間）
- ②自ら独立して農業を開始する方
経営開始型：農業を始めて間もない時期に給付します。
〔給付金額〕
150万円／年間（最長5年間）

ぐため、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者（原則45歳未満）に対して給付金を給付します。

【農地集積協力金の内容】

- ①経営転換協力金
〔交付単価〕
0.5ha以下：30万円／戸
0.5ha超2.0ha以下：50万円／戸
2.0ha超：70万円／戸
- ②分散錯園解消協力金
〔交付単価〕
5,000円／10a



があります。

〔交付単価〕2万円／10a

農業者戸別所得補償制度の対象となつていいさとうきびや野菜等を栽培する農地についても、特例措置として交付対象となっています。

4

地区別説明会等の開催で周知を図っています。

当局においては、当該事業について早期に取り組んでいただくため、関係機関の担当者、農家等を集めた説明会を20数回開催し、事業内容等を説明して周知を図ってきました。現在、市町村においては、人・農地プランの作成や各事業の実施に向けた取組を行っており、当局では県・市町村と連携して事業の円滑な実施に取り組んでいくことにしています。

また、農業法人等へ就職する方への支援として、「農の雇用事業」で、農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。

農地の出し手への支援を行います。
人・農地プランの作成に向けた話し合いで、地域の中心となる経

人と農地の問題の解決に向けた施策が本格的にスタート

Point

我が国の食と農林漁業の再生を早急に図り、力強い農業構造の実現に向けて、各地域の「人と農地」の問題の解決のための取組が平成24年度から本格的に始まりました。

